

令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業

公募要領

令和8年2月3日
水産庁加工流通課

令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業（以下「本事業」という。）を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

なお、本公募は、令和8年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更がありますので、あらかじめ御承知おきください。

【募集期間】

令和8年2月3日（火）～令和8年2月18日（水）（17時必着）

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、農林水産省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合には、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められた時は、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、農林水産省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。）第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 農林水産省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象となりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満を除く）に当たっては、農林水産省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該財産の

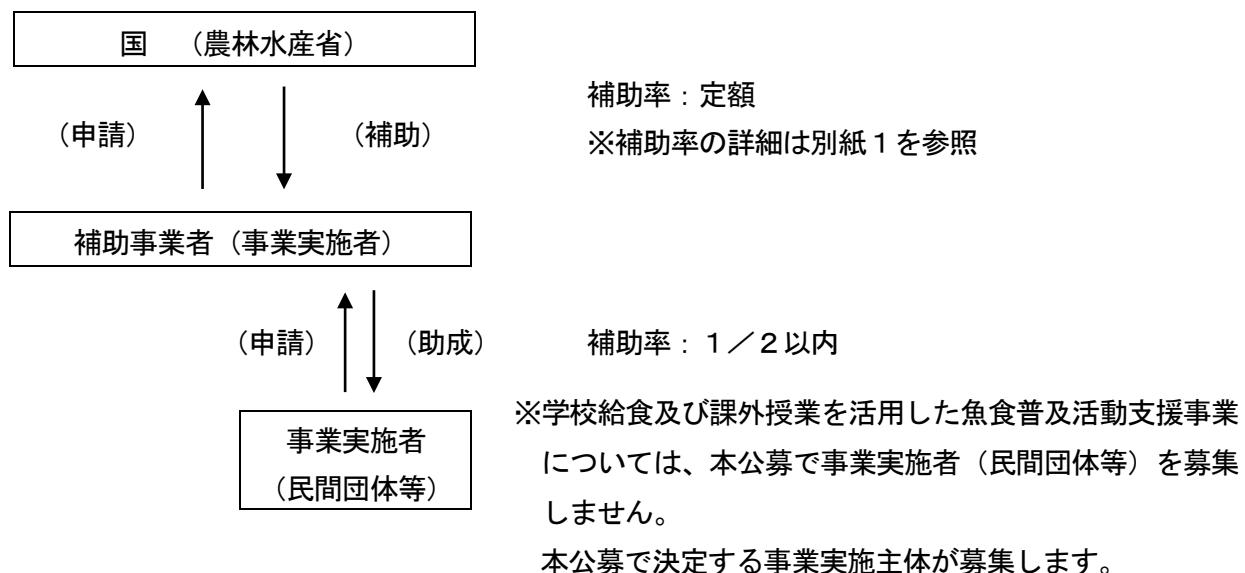
処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

1 事業概要

1-1. 事業目的

水産物の消費量が減少傾向にある中、水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、国産水産物の学校給食への利用を促進する学校給食関係者を対象とした講習会の開催等による魚食普及活動への支援、Fish-1 グランプリの開催や「さかなの日」賛同メンバーの取組等の情報発信による官民協働による水産物消費拡大の取組への支援、資源管理に係る消費者の理解醸成及び行動変容につなげる情報発信等への支援により、持続可能な水産物の消費拡大を推進します。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

全国を対象に下記の全ての事業について、一体的に実施及び調整を行う民間団体等に対して支援を行います。

(1) 魚食普及活動推進事業

ア おさかな給食活用セミナー開催支援事業

学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するための知識や調理方法のノウハウの提供等を目的とする魚食普及のためのセミナー等を広域的に実施します。

イ 魚食に関する学びの場支援事業

子供達に魚食を浸透させるため、教育現場において、栄養教諭等が行う魚食や魚に関する指導に活用するための教材の作成等を実施します。

ウ 魚食普及活動支援事業

① 学校給食及び課外授業を活用した魚食普及活動支援事業

学校給食や家庭における国産水産物の活用を推進するとともに、魚食に関する理解・関心を高めるため、事業実施者が行う学校給食及び課外授業を活用した体験型の魚食普及活動の取組に対し、経費の一部を助成します。

※本事業の事業実施者（民間団体等）は本公募で決定する事業実施主体が公募します。

② 運営事業

①の事業実施者が行う魚食普及活動に係る取組提案書の公募・受付・確認及び交付事務、その他の①の事業の運営、事業実施者に対する指導監督等を実施します。

(2) 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業

ア 新商品展示・発表会開催支援事業

一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報等を発信する全国規模の魚食に関する展示・発表会を実施します。

イ 「さかなの日」の枠組みを活用した情報発信事業

消費者の水産物消費に関する機運の向上を図る取組を推進する機関として、官民協働で設立した「さかなの日推進委員会」を運営するとともに、「さかなの日」の枠組みを活用し、官民が一体となった水産物の魅力、水産物消費のマイナス特性を払しょくする情報等の発信に必要な取組を実施します。

ウ 持続可能な水産物の普及推進事業

持続可能な水産物の普及やその認知度の向上を図るために、我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であること等を示す水産エコラベルに係る取組を推進するための国内消費者への情報発信（インフルエンサーやＳＮＳ等を活用したＰＲ）や認証取得者による水産物の持続可能性に配慮した取組の紹介等を実施します。

1－4. 事業実施期間

交付決定日から令和9年3月31日までとします。

1－5. 応募資格

本事業への応募は、民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とするほか、複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの。以下「協定機関」という。）による提案も可とします。この場合、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書、又は構成する全ての団体間での契約締結書等を予め作成し、当該団体を代表する機関を定める必要があります。

なお、いずれの応募形態であっても民間団体等（協定機関を構成する全ての団体）が次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書・収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- (3) 日本国に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (4) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 補助事業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（以下「WTO」という。）に通報されていない又は地域漁業管理機関（以下「RFMOs」という。）が作成する IUU漁業一覧表に掲載されていないこと。
- (7) 間接補助事業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとして WTOに通報されていない又は RFMOsが作成する IUU漁業一覧表に掲載されていないこと。

2 補助対象経費及び支払方法

2-1. 補助対象経費の範囲

別紙1に掲げるとおりとします。

なお、各経費の内容等については、別紙2に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出させていただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

2-2. 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象となりません。

- (1) 補助金の交付決定日よりも前に、発注、購入、契約等発生した経費
- (2) 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費

- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- (7) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2－3. 補助金額及び補助率

別紙1に掲げるとおりとします。

2－4. 補助金の支払

(1) 支払時期

補助金の支払は原則として事業終了後の精算払となります。

※予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額について概算払をすることができます。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者から提出いただく実績報告書に基づき支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要した経費と認められる費用の合計となります。

このため、全ての支出にはその收支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これに満たない経費については支払額の対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

3 応募手続き

3－1. 募集期間

○開 始 日：令和8年2月3日（火）

○締 切 日：令和8年2月18日（水）17時必着

3－2. 応募書類

（1）令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業に係る課題提案書（別紙様式1）

（2）令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業に係る課題提案書（別添）（別紙様式2）

(3) 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料

提出者	資料
企業等（株式会社、有限会社、合同会社等、企業組合）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等（定款、貸借対照表、損益計算書については過去2か年分）
公益法人等（一般／公益社団法人、一般／公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人等）	定款、貸借対照表、正味財産増減計算書（又は収支計算書）、パンフレット等
協同組合等（協同組合、協同組合連合会等）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
独立行政法人等（独立行政法人、国立大学法人等）	業務方法書、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
その他任意団体（協議会、グループ等）	規約書、構成員名簿、財務状況がわかる資料（過去2か年分）等

なお、協定機関による提案の場合には、協定機関を構成する全ての団体の同意を得た規約書（協定書、契約締結書等）と、協定機関を構成する団体について上記（3）の資料を提出願います。

また、提出者の概要がわかる資料については、審査に必要がある場合、別途追加で提出していただくことがあります。

※ 郵送・宅配便等の場合には、上記の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛先面には、赤字で「持続可能な水産物消費拡大推進事業課題提案書在中」と記載してください。

※ 電子メールで申請する場合は、「3-4」の問い合わせ先に電話し、提出する旨伝えていただいた上で、件名に「持続可能な水産物消費拡大推進事業課題提案書在中」、本文に「正式に提出する旨」「送信者の署名（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等の連絡先が分かるように）」を記載の上送信願います。送付するファイルは3-2の（1）～（3）に記載される様式・項目毎にしてください。添付データが大容量（3MB程度）になる場合は、複数回に分けて送信願います。なお、必要に応じ本人確認させていただく場合があります。

3-3. 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等に使用する言語は日本語とし、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載があった場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）、又は電子メールによる申請とし、やむを得ない場合には持参も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。
- (7) 課題提案書等を郵送する場合には、簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明できる

方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

- (8) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却はしませんので御了承ください。
- (9) 提出された申請書類の取扱については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

3－4. 課題提案書の提出先及び問い合わせ先

	送付先及び担当	T E L
事業内容及び課題提案書作成・提出に関する問い合わせ及び提出先	郵送の場合 〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1 水産庁漁政部加工流通課認証推進班 電子メールで申請する場合 上記に記載される問い合わせ先に連絡の上、ご確認ください。	03-3502-8111 (内線：6616)

※お問い合わせは月曜日から金曜日（祝日を除く。）の、午前9時30分から午後6時15分（正午から午後1時を除く。）までとします。

3－5. 課題提案会の開催

- (1) 課題提案書の提出状況によっては課題提案会を開催する場合があります。開催する場合には、有効な書類を提出した課題提案者に対して開催場所、説明時間、出席者数の制限等を連絡します。※課題提案会を開催しない場合には連絡しません。
- (2) 上記により連絡を受けた課題提案者は、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行うものとします。
なお、課題提案会に係る費用は、課題提案者の負担とします。

3－6. 補助金交付候補者の選定基準等

- (1) 提出された課題提案書等は、別紙3の審査基準に基づき、選定審査委員会の審査を経て課題提案者の中から事業実施主体となり得る補助金交付候補者を特定するものとします。
- (2) 選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として特定した課題提案者に対してはその旨を、それ以外の課題提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ

通知します。

本通知は、補助金交付の候補となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

なお、課題提案書等の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。また、補助金交付候補者の名称等については、農林水産省のホームページ等で公表します。

(※採択結果の内容についてのお問い合わせには応じかねます。)

4. 事業実施主体の責務

補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「事業実施主体」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 補助金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、補助金適化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

(3) フォローアップ

本事業実施期間中、水産庁関係課担当によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

事業実施主体は、本事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければなりません。

(4) 執行状況調査

本事業実施期間中、事業の進捗状況、事業成果等に関する調査が実施されます。

事業実施主体から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確實に実施されているかどうかの調査を行います。

したがって、調査の結果によっては、本事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求める、又は補助金の交付を中止することがあります。

(5) 取得財産等の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（取得財産等）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

なお、協定機関による提案の場合にあっては、当該財産を取得した団体に帰属します（代表機関には帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

イ 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

（6）知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属します。

なお、協定機関による提案の場合にあっては、当該知的財産権が発生した団体に帰属します（事業実施主体の代表者には帰属しません。）。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体も含め、以下の条件を守っていただきます。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、国に報告しなければなりません。

イ 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を国に許諾しなければなりません。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾しなければなりません。

エ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に水産庁と協議して承諾を得なければなりません。

（7）収益状況の報告及び収益納付

本事業実施期間中及び本事業終了後5年間は、収益の有無にかかわらず、毎年度、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴う収益の状況を報告しなければなりません。

また、本事業終了後5年間において、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等により相当

の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付していただくことがあります。

(8) 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行わなければなりません。また、農林水産省は、報告のあった事業成果を無償で活用できるほか、あらかじめ事業実施主体にお知らせをした上で公表できるものとします。また、事業成果の目標達成状況によって、改善計画の策定等の指導を行う場合があります。

事業成果については、広く普及・啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出しなければなりません。

(9) その他

その他、国の定めるところにより義務が課されることがあります。

また、本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度以降の事業について補助金交付候補者と特定されたものではありませんので御留意ください。

5. 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、農林水産省の指示に従い、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱及び水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用についてに基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書（以下「申請書」という。）を加工流通課に提出していただきます。申請書等を確認し、問題がなければ補助金交付決定通知を発出します。

6. 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

- ・原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

- ・取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる時は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合

- ・取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる時は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

7. その他

- (1) 補助金交付候補者として特定された団体であっても、国からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とはなりません。
- (2) 本事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- (3) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。
- (4) 取得財産等がある場合は、(3)の帳簿等は、(3)の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

別紙1 補助対象経費

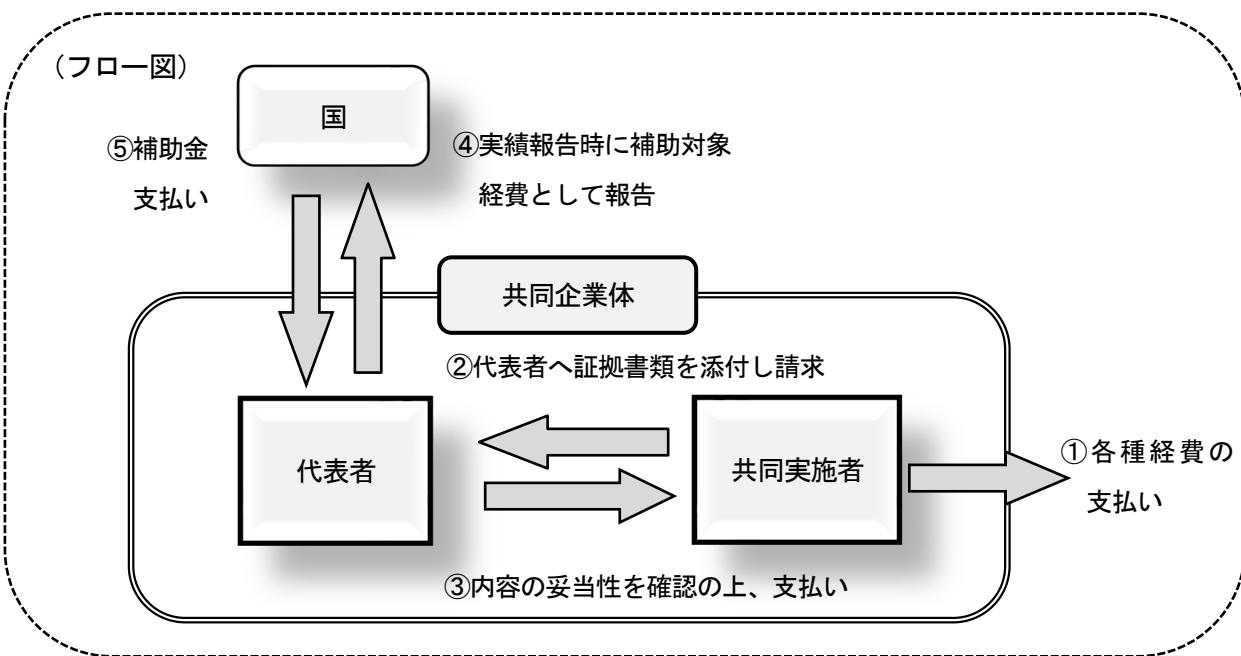
事業内容	補助対象経費の範囲	補助率	補助金額
持続可能な水産物消費拡大推進事業			①を除いて 51,212千円以内
(1) 魚食普及活動推進事業			
ア おさかな給食活用セミナー開催支援事業	人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、その他	定額	
イ 魚食に関する学びの場支援事業	人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、その他	定額	
ウ 魚食普及活動支援事業			
① 学校給食及び課外授業を活用した魚食普及活動支援事業	謝金、旅費、原材料費、消耗品費、その他	1／2以内	3,000千円以内
② 運営事業	人件費、賃金、旅費、役務費、委託費、消耗品費、その他	定額	
(2) 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業			
ア 新商品展示・発表会開催支援事業	人件費、賃金、謝金、旅費、役務費、委託費、原材料費、消耗品費、その他	定額	
イ 「さかなの日」の枠組みを活用した情報発信事業費	人件費、賃金、謝金、旅費、役務費、委託費、消耗品費、その他	定額	
ウ 持続可能な水産物の普及推進事業	人件費、賃金、旅費、役務費、委託費、消耗品費、その他	定額	
			総額54,212千円以内。

別紙2 経費の説明

○共通事項

補助事業を行うにあたり、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に要した経費であって、補助対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるもののみが対象となります。

- 証拠書類とは、代表的には仕様書、見積書（合見積書）、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書（振込依頼書、通帳写等）となります。
- 共同で事業を実施する場合、代表者が行う事業に限らず、共同実施者が行う事業についても代表者が行う事業として補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費のみが補助対象経費となります。



① 人件費

事業に直接従事する事務局の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。人件費の算定にあたっては、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従うこととします。

なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。

<注意事項>

- ・従事者ごとに業務日誌の作成が必要となります。
(業務日誌には、他の委託事業・補助事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該補助事業と重複して記載しないよう十分注意が必要です。)

② 賃金

事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給、法定福利費）とします。

単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。

課題提案書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります。）。

また、事業実施主体等の賃金支給規則による場合であっても、2-2において申請できない経費とされている、本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費については除外して申請する必要があります。

<注意事項>

- 雇用者ごとに作業日報や雇用関係書類等の作成が必要となります。

（作業日報には、他の委託事業・補助事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該補助事業と重複して記載しないよう十分注意が必要です。）

③ 謝金

補助事業の実施に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費とします。

<注意事項>

- 謝金の単価は事業実施主体の内部規定等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

④ 旅費

事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）とします。

既存の旅費規程等に基づき、出張伺い・報告等を整理し、適正な経理処理を行ってください。
規定等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行ってください。また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを作成してください。

なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めてください。

<注意事項>

- 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとなります。なお、旅費規程等に定める場合であっても、原則としてグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。

⑤ 消耗品費

事業を実施するために必要な消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に要する経費とします。

<注意事項>

- ・消耗品を補助対象経費として計上する場合には、証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となります。
- ・事業を実施するにあたり必要な物品で備品に属さないものとなります。

⑥ 役務費

事業を実施するために必要な、それだけでは本事業の成果とは成り得ない機械器具等の各種保守、翻訳、分析等を専ら行うために要する経費とします。

<注意事項>

- ・保守や翻訳等の契約に係る証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となります。
- ・発注に当たっては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となります。ただし、発注する内容の性質上、2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約先とすることができます。その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となります。

⑦ 委託費

事業を実施するために必要な調査等を委託するために支払われる経費とします。

<注意事項>

- ・委託費が認められる業務は、委託することが必要かつ合理的・効果的な業務のみとなります。
- ・委託をする際は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に当該契約に係る成果物等が帰属されることが必要となります。
- ・委託費の額は原則として補助金の額の50%未満となります。
- ・委託先の選定に当たっては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約先とすることができます。その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となります。

⑧ 原材料費

補助事業の実施に必要な水産物及び副資材（野菜・調味料等）の購入・調達に要する経費とします。

<注意事項>

- ・原材料費を計上できる事業は、「出前授業等取組支援事業」及び「新商品展示・発表会開催支援事業」に限定します。

- ・原材料費を補助対象経費として計上する場合には、証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となります。

⑨ その他

「その他」とは、事業を実施するために必要な設備の賃借料（リース又はレンタル料等）労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料及び飲食代（会議等における茶、コーヒー等簡素な茶菓に係る経費）等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等で「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、雑誌論文等による事業成果等の発表上やむを得ず必要となる経費、収入印紙代等の雑費等、他の費目に該当しない経費です。

＜注意事項＞

- ・購入等に係る証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となります。

別紙3 令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業審査基準

審査項目	評価の観点
事業実施主体の適格性	<p>① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか</p> <p>② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか (新たに設立された団体にあっては、代表する団体等について確認)</p> <p>③ 【経理処理能力】 理事事務及び業務の処理能力があり、経理処理体制が整っているか (経理担当者の人数、経験年数、他の補助事業の経験の有無、公認会計士・税理士等第三者のチェックがあるか)</p>
知見・専門性及び類似・関連事業の実績等	<p>④ 【専門性】 主たる責任者に管理能力があり、水産全般をはじめとして、特に魚食普及並びに水産物消費（産地から消費地まで）や水産エコラベルの規格・認証に関する専門的知見・経験等を有するとともに、当該知見・経験等を有する人的資源が十分にあるか</p> <p>⑤ 【実績】 類似・関連事業の実績 (交付決定取消の原因となる行為の有無)</p> <p>⑥ 【妥当性】 課題提案書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業者等については、当該取消の原因となる行為を行っていないか なお、複数の民間団体等が補助事業の実施のために組織した任意団体による提案であって、その一部の者が当該取消の原因となる行為を行っていた場合も含むものとする</p>
事業内容及び	<p>⑦ 【整合性】 魚食普及・水産物消費拡大や水産エコラベルに係る現状の課題等を正確に把握し、事業の目的、趣旨と合致している提案内容であるか</p> <p>⑧ 【具体性】 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか</p>

実 施 方 法	実施方法の効率性	⑨	【計画性】 事業実施期間を有効に使うスケジュールになっているか
	経費配分の適正性	⑩	【綿密性】 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか
		⑪	【費用対効果】 最小の経費で、最大の効果を狙っているか
事 業 の 効 果	期待される成果	⑫	【主体性及び実現性】 主体的に具体的な目標を設定し、その成果・効果を検証できる仕組み になっているか また、事業内容及び実施方法から判断して、期待される成果は実現可能か
	波及効果	⑬	【継続性及び発展性】 単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか また、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\boxed{\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}}$$

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、交付先において賃金改定をした場合であって、実施中の当該事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途交付先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、交付先との協議は、事業完了予定年月日まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

(2) 事業従事者が一の事業だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1\text{月に満たない従事期間は、日割り計算による。})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する(円未満は切り捨て)。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限るm）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。
- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされて

いるものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間の営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{交付先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該事業以外の業務との重複がないことについて確認できるようとする。

【業務日誌の記載例】

時 日	所属	OOO部 ××課	役職 OOOO	氏名 OOOO	時間外手当支給対象者か否か																		業務時間及び業務内容		
					0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
1																									A(3h) OO検討会費削減 B(5. 25h) OO調査打ち合わせ
2																									A(6h) OO検討会費削減、候選会 C(2h) OO調査打ち合わせ
3																									D(3h) 自主事業 B(2h) OO調査打ち合わせ A(4h) 現地調査実施準備
4																									A(9. 5h) OO調査地図変更
5																									A(3h) OO検討会費削減 D(6h) 自主事業
.																									
30																									
31																									
勤務時間管理者 所属： OOO部長 氏名： OOOO																					合計		A(00h) B(00h) C(00h) D(00h)		

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該事業の従事時間と他の補助事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめての記載、他の者による記載載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・事業の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

別紙様式1

番
令和 年 月 号 日

水産庁長官 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

〔※複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した
任意団体の場合
団体の名称
代表機関
住所
商号又は名称
代表者役職氏名〕

令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業に係る課題提案書の提出について

令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業を実施したいので、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(担当者)
所属部署:
役職・氏名:
電話:
e-mail:

※代表機関の担当者を記載してください。

別紙様式2

令和8年度持続可能な水産物消費拡大推進事業に係る課題提案書

第1 団体の概要

1 団体の事業内容

【記入上の注意】

- ・定款等に定められた団体が行う事業及び本補助事業との関係について記入してください。

2 団体の組織規模等

【記入上の注意】

- ・団体の組織、活動範囲、構成員の概要、専門的知見のある職員の有無等を記入してください。
- ・上記項目について記入するほか、組織図（定員数及び在籍人数も明記）等を記入してください。（別紙可）

3 団体の経理処理体制等

(1) 経理責任者

氏名：

所属・役職：

電話：

e-mail：

【記入上の注意】

- ・補助金交付申請事務等を行う担当者を記入してください。

(2) 経理事務処理体制

【記入上の注意】

- ・経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、わかりやすく記入してください。
- ・経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入してください。
- ・上記項目について記入するほか、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記入してください。（別紙可）
- ・その他特記すべき内容等があれば記入してください。

4 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

【記入上の注意】

- ・過去、「魚食普及・水産物消費拡大」に関する事業、「水産エコラベルの普及推進」に係る類似・関連事業の実施の有無、その実施内容・実績を具体的に記入してください。

第2 現状と課題等

(1) 魚食普及・水産物消費拡大に関する現状と課題・ハードル等について、具体的に整理の上、具体的に記載してください。

(2) 水産エコラベル認証・規格、その普及に関する現状と課題・ハードル等について、具体的に整理の上、記載してください。

第3 事業の目的

【記入上の注意】

- ・公募要領記載の事業目的、事業内容との整合性に注意して記入してください。

第4 事業の内容及び実施方法、実施体制

1 事業の内容

(1) 実施計画

※公募要領別紙1に掲げる事業について、提案内容を具体的に記載してください。

(1) 魚食普及活動推進事業

(ア) おさかな給食活用セミナー開催支援事業

(イ) 魚食に関する学びの場支援事業

(ウ) 魚食普及活動支援事業

(2) 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業

(ア) 新商品展示・発表会開催支援事業

(イ) 「さかなの日」の枠組みを活用した情報発信事業

(ウ) 持続可能な水産物の普及推進事業

2 事業の実施方法、実施体制

(1) 実施方法・時期

年 月	場 所	参集人数	対象者・方法・具体的実施内容等	備 考
〇年〇月	市町村及び会場名称	人		
〇年〇月				

(2) 実施体制

【記入上の注意】

- ・事業を実施していく上での、団体及び関係者等との協力体制や実施体制についてわかりやすく記入してください。
- ・上記項目について記入するほか、事業実施責任者及び補助者の役職・氏名及び役割分担等の事業実施体制がわかる概念図やフロー図等を添付してください。

3 委託の有無

【記入上の注意】

- ・当該事業を実施するに当たって事業の一部の委託を予定している場合は、委託する内容及びその必要性並びに金額（ただし、委託費の額は原則として、補助金の額の50%未満とします。）、その選定方法（「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」等）を併せて明記してください。
- ・事業の委託を予定していない場合は「委託の予定なし」と記入してください。

第5 事業に必要な経費配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
(1) 魚食普及活動推進事業費	円	円	円	
ア おさかな給食活用セミナー開催支援事業費				※事業の一部を委託する場合はそれに要する経費を記載すること。 ※旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること（別紙可）。
イ 魚食に関する学びの場支援事業費				
ウ 魚食普及活動支援事業費				
① 学校給食及び課外授業を活用した魚食普及活動支援事業費				
② 運営事業費				
(2) 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業費	円	円	円	(記載例) ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
ア 新商品展示・発表会開催支援事業費				
イ 「さかなの日」の枠組みを活用した情報発信事業費				
ウ 持続可能な水産物の普及推進事業費				
合計				

【記入上の注意】

- 提案金額は千円単位とします。
- 備考欄には、積算内訳（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記入してください。
- 項目毎の積算を備考欄に表記することが難しい場合は、別紙（様式自由）で添付してください。なお、積算内訳の作成に当たっては、補助対象経費及び事業内容との整合性に留意してください。費用の詳細が分からない場合は、追加で積算資料の提出を求める場合があります。

第5 事業評価手法及び効果

【記入上の注意】

- 事業実施によってどのような効果が期待できるのか、成果目標を定量的に記入してください。
- その効果を誰がどのように評価するのか、その手法を具体的に記入してください。

【記載例】

(評価目標)

- ①学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するためのセミナーの開催回数・参加者数、アンケートによる理解等の度合い
- ②魚食に係る教材に関する配布学校数、同教材を掲載するホームページ閲覧数や教材のダウンロード数
- ③魚や魚食に関する理解・関心を高めるために事業実施者が行う出前授業・課外授業の開催数・参加者数、アンケートによる理解等の度合い
- ④国産水産物の魅力等を情報発信する全国規模の魚食イベントの来場者数、アンケートによる魚食への理解等の度合い
- ⑤水産エコラベルの認知度向上のためのイベント開催・出展回数、SNSを活用した情報発信数 など

(評価方法)

定期的(イベント・セミナー等の開催毎・四半期毎等)に実施状況を確認・検証の上、必要に応じて、目標達成のための改善措置を講じる

※上記は例示であって、必須ではありませんが、事業の成果について、適切に評価ができる手法を記載願います。

第6 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

第7 添付書類（公募要領の3-2(3)の資料）

【記入上の注意】

- ・公募要領3-2(3)により添付した資料について記入してください。

- (注)
 - ・作成の際は、【記入上の注意】は削除の上、記入してください。
 - ・内容は追加的に照会する必要がないよう具体的かつ簡潔に記入してください。
 - ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効になります。提出の際は、提出期限に余裕を持って発送するようにしてください。
 - ・提出書類に不備等がある場合は、審査の対象とはなりませんので、公募要領や記入上の注意等を熟読のうえ、注意して作成してください。